

週休二日制工事の実施について

庄原市役所 総務部 管財課

表題のことにつきまして庄原市では、建設業者における労務環境の改善に資するため、週休二日制を適用する工事(以下「週休二日制工事」)を、令和7年10月1日以降に公告を行う建設工事の入札案件より実施しますので、ご承知おきください。

このことに関し、下記の事項について留意のうえ、手続き等を行ってください。

記

1. 今回、週休二日制工事の実施にあたり、別紙「庄原市が実施する週休二日制工事に参加する際の注意事項」の内容をよく確認のうえ、手続き等を行ってください。
2. 週休二日制工事の対象工事は、「入札案件」で、「土木一式工事」かつ「設計額 500 万円以上(税込)」としますが、緊急対応工事(災害復旧工事を含む。)等の現場閉所が困難な工事は対象外とします。
また、週休二日制工事の対象案件については、当該案件の入札公告文書や、特記仕様書等にその旨を明示します。
3. 週休二日制工事の対象工事においては、以下のように取り扱います。
 - (1)すべての対象案件を「受注者希望型」にて実施し、週休二日制工事を実施するかどうかは、受注者が選択できるものとします。
 - (2)受注者が週休二日制工事を実施する場合、下記の事項は受注者が選択できるものとします。
 - ①実施方式
 - ・週休二日制工事…工事現場について土日を閉所する
 - ・週休二日交代制工事…工事現場について土日も稼働させるが、従事する技術者等については交代させながら、各員に週休二日以上の休日を設ける
 - ②達成期間
 - ・完全達成…毎週での達成
 - ・月単位達成
4. 週休二日制工事の対象案件は、「完全達成」の経費補正率をもって、当初設計書を作成します。
なお、契約締結後において受注者が週休二日制工事を実施しない場合や、週休二日制工事を達成できなかった場合は経費補正率をすべて除いて変更設計(減額精算)し、受注者が月単位達成を選択して週休二日制工事を達成した場合は、月単位達成の経費補正率をもって変更設計(減額精算)します。

5. 週休二日制工事に関連する書類の様式等は、庄原市ホームページ内「入札・契約のページ」にも掲載しますので、ご利用ください。

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

庄原市役所 総務部 管財課 契約係

担当者:加藤

Tel 0824-73-1203(直通)

E-Mail:keiyaku@city.shobara.lg.jp